

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
第4回会議 次第

日時 令和6年11月11日(月)
14:00～16:00
場所 県庁3階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第13期岡山県生涯学習分科会及び岡山県社会教育委員の会議 議論の整理
(第1～3回会議の議論のまとめ) について

(2) 多様なニーズに応じた公民館による学びの支援事例の実践発表

(実践発表①)
(株)ありがとうファーム 代表取締役 木庭 康輔 委員

(実践発表②)
備前市立西鶴山公民館 館 長 今 井 歩 氏

(3) 審議「多様なニーズに応じた公民館による学びの支援」

3 そ の 他

4 閉 会

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員

【任期: 令和5年7月10日～令和7年7月9日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	石原 達也	特定非営利活動法人みんなの集落研究所 代表執行役・特別研究員	社会教育関係者 (NPO)
2	大久保 陽平	クラモクホールディングス(株)代表取締役 社長	学識経験者 (経済界)
3	奥村 美恵	(一社) やかげ小中高子ども連合事務局	社会教育関係者 (子ども支援)
4	神田 敏和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者 (PTA)
5	木庭 康輔	(株) ありがとうファーム代表取締役	社会教育関係者 (障害者支援)
6	熊谷 慎之輔	岡山県公民館連合会前会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)	社会教育関係者 (学識経験者)
7	兒山 幸	玉野市立八浜中学校長	学校教育関係者 (中学校)
8	貞利 園美	多津美公民館指導員	社会教育関係者 (公民館)
9	佐藤 哲弘	高梁市教育委員会社会教育課生涯学習係長	社会教育関係者 (市町村)
10	白岩 将伍	あわくら会館前副館長 (西栗倉村総務企画課主任)	社会教育関係者 (公民館)
11	中川 雅子	岡山県議会	学識経験者
12	中野 留美	浅口市教育委員会教育長	学校教育関係者 (市町村)
13	平井 美佳	(株) 山陽新聞社論説委員	学識経験者 (報道)
14	三船 昌行	真庭市社会教育委員会議議長	社会教育関係者
15	森分 志学	NPO法人だっぴ代表理事	社会教育関係者 (NPO・大学生支援)

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議 第四回会議 出席者名簿

番号	氏 名	役 職 名
1	石 原 達 也	特定非営利活動法人みんなの集落研究所代表執行役・特別研究員
2	大 久 保 陽 平	クラモクホールディングス(株)代表取締役社長
3	奥 村 美 恵	(一社) やかげ小中高子ども連合事務局
4	木 庭 康 輔	(株) ありがとうファーム代表取締役
5	熊 谷 慎 之 輔	岡山県公民館連合会前会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)
6	佐 藤 哲 弘	高梁市教育委員会社会教育課生涯学習係長
7	白 岩 将 伍	あわくら会館前副館長
8	中 川 雅 子	岡山県議会
9	中 野 留 美	浅口市教育委員会教育長
10	平 井 美 佳	(株) 山陽新聞社論説委員
11	三 船 昌 行	真庭市社会教育委員会議議長
12	森 分 志 学	NPO法人だっぴ代表理事

欠席3名 (50音順)

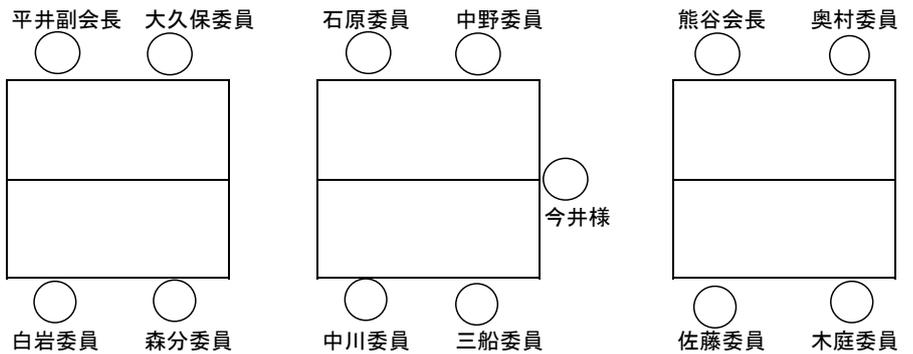
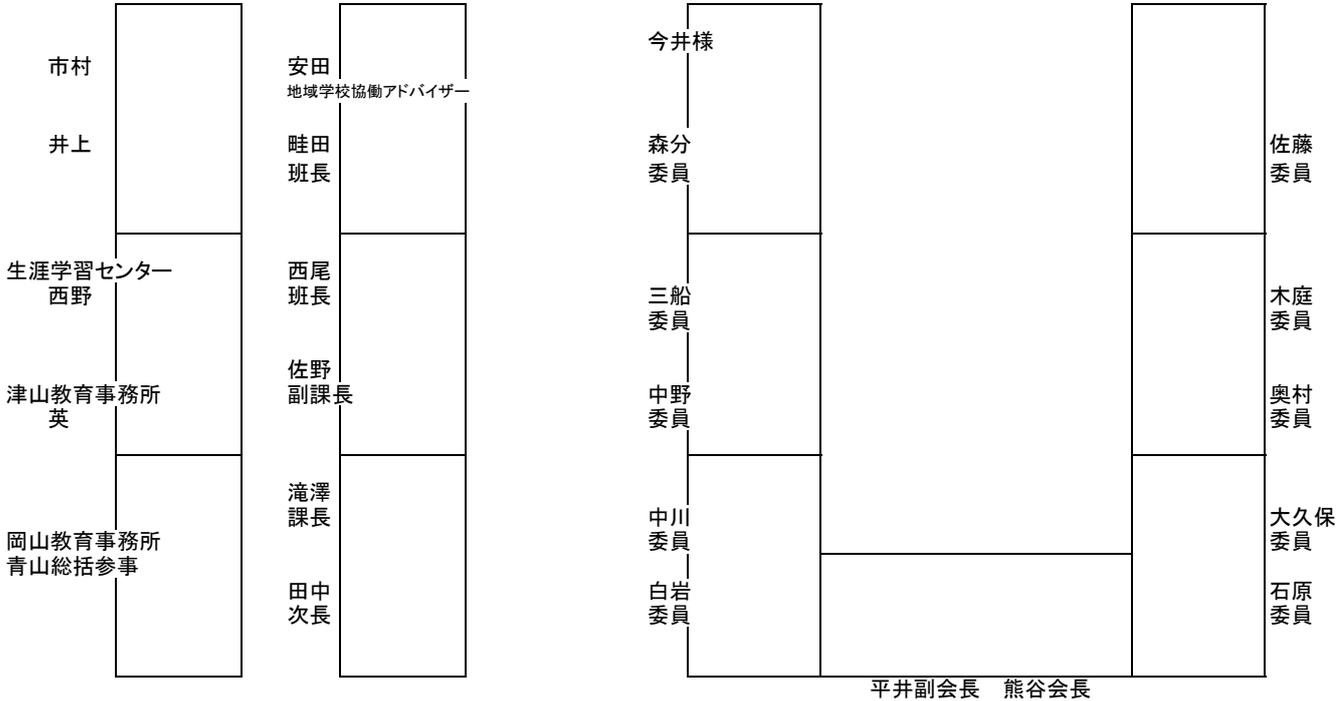
事務局出席者

1	田 中 秀 和	教育次長
2	滝 澤 幸 隆	生涯学習課長
3	佐 野 俊 貴	生涯学習課副課長
4	西 尾 昌 平	生涯学習課企画推進班長
5	畦 田 真 介	生涯学習課社会教育班長
6	井 上 裕 子	生涯学習課主幹
7	市 村 恭 一	生涯学習課指導主事 (主任)
8	安 田 隆 人	生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー
9	西 野 舞 子	岡山県生涯学習センター振興課 社会教育主事 (主任) 岡山県公民館連合会事務局
10	青 山 敏 之	岡山教育事務所総括参事
11	英 か お り	津山教育事務所生涯学習課 指導主事 (主任)

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

第4回会議配席表

スクリーン



| 出入口

| 出入口 |

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

第 1 3 期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

議論の整理（第 1 ～ 3 回会議の議論のまとめ）

～全ての人のウェルビーイングの実現に向けた公民館の取組～

令和 6 年 11 月

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

はじめに ～ウェルビーイングの実現に向けて～

- 本第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、以下に述べるような国の施策の方向性に対応する公民館の在り方を検討し、推進方策を提示するための議論を行った。
- 令和5年6月に閣議決定された国の「教育振興基本計画」では、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。
- ウェルビーイングは、「教育振興基本計画」の中で、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である」と定義されている。
- 令和4年8月にまとめられた「第11期中央教育審議会 生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」の中で指摘されているように、生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分なものである。
- 全ての人のウェルビーイングを実現するためには、障害者や外国人、若者、孤独・孤立の状態にある者、高齢者など、誰一人として取り残すことなく、全ての人に、生涯学習・社会教育の学習機会を提供していく必要がある。
- さらに、前述の「議論の整理」の中では、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、公民館を子供の居場所として活用することや、公民館における住民相互の学び合い・交流の促進、公民館と各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携を進めることなど、公民館等の社会教育施設の機能強化を図ることが重要であることが指摘されている。
- 公民館は、我が国固有の地域における総合的な社会教育施設で、住民の生活課題、地域課題の解決等に寄与することを目的として全国に設置され、個人へ学びの場を提供するとともに、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、生涯学習・社会教育の中心的施設として、地域住民のウェルビーイングの実現に貢献してきた。
- 近年、全国の公民館数は、人口減少や生涯学習・社会教育関係予算の減少などにより年々減少し、職員数の減少や主催事業の減少が見られる。

- 岡山県でも、同様の傾向が見られるが緩やかであり、人づくり・地域づくりの中心拠点として、公民館は現在も大きな役割を果たしている。
- 一方で社会の状況は日々変化しており、新型コロナウイルス感染症の流行や情報技術の進歩により、その速度は加速している。
- 岡山県でも、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、障害者や外国人、若者など、全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していく必要がある。そのためには、公民館を中心として、福祉や関係部局、NPO等との連携していくことも必要となる。
- また、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、デジタルデバイドの解消やICTなどの新しい技術の効果的な活用も重要となる。
- 以上を踏まえ、第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議においては、以下のような論点について検討し、「全ての人のウェルビーイングの実現に向けた公民館の取組」を明らかにするとともに、推進方策をまとめた。

1. 全ての人のウェルビーイングを実現するための施設として、公民館はどのような環境を備えることが望ましいか。
 - ・障害者や外国人、若者等全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していくために必要な環境や連携、体制づくり
 2. 全ての人のウェルビーイングを実現するために、公民館が取組を行う際に意識すべきポイントは何か。
 - ・障害者や外国人、若者等全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していくためのポイント
 - ・「個」が学びによる幸せを感じるとともに、その成果が地域における活動に還元されるためのポイント
- ※ポイントをまとめ評価指標という形で提示できると良い

- 上記の論点を検討する際には、以下のことに注意して進めた。
 - ・地域の実情は市町村ごとに大きく異なるため、人口規模等が異なる公民館の事例を扱う必要があること
 - ・ウェルビーイングの実現は、公民館だけでなく、社会全体で取り組むべきものであるため、公民館からの視点だけでなく、市町村教育委員会等の行政からの視点など、多様な視点から検討すること

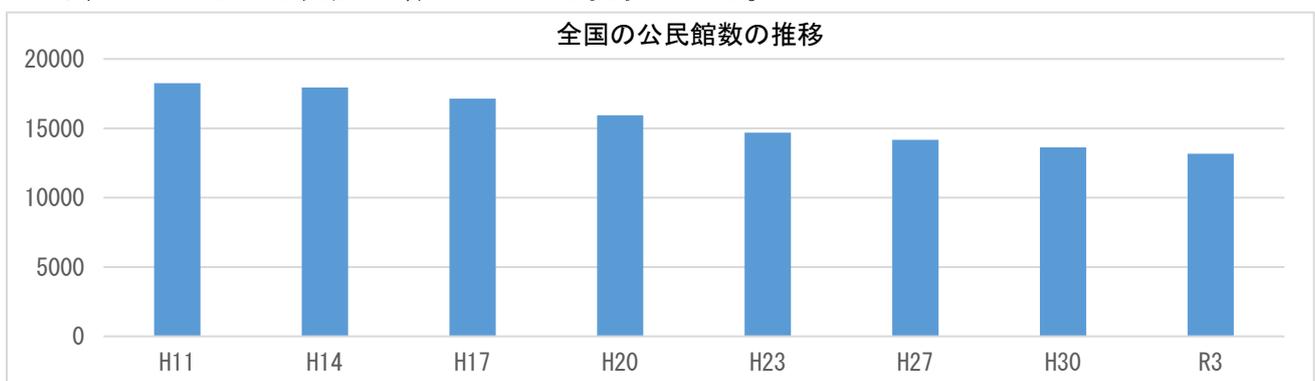
1 岡山県の公民館をめぐる現状・課題

- 公民館は、我が国固有の地域における総合的な社会教育施設で、現在は、住民の生活課題、地域課題の解決等に寄与することを目的として、一部の都市を除き全国に設置されている。
- 公民館の目的は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（第20条）とされており、これまで公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」ことで、個人の学びを促進するだけでなく、地域住民間のつながりを促進し、また、人と人を「むすぶ」ことで、人づくり・地域づくりに貢献してきた。



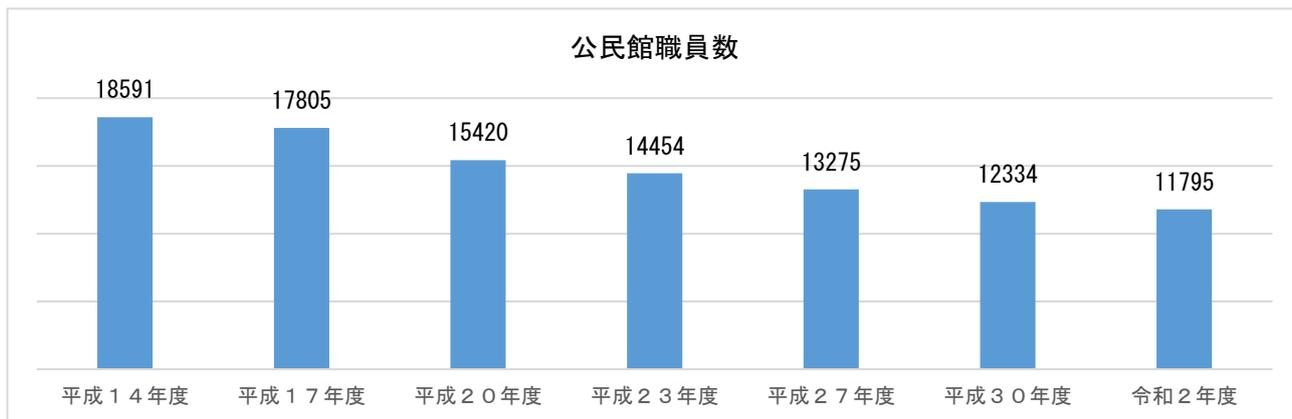
▲寺中作雄著『公民館の建設—新しい町村の文化施設』より

- 近年、全国的には、公民館数は年々減少し、令和3年度には、全国で約 13,200 館となっているが、地域の防災拠点としての役割や地域運営組織の活動基盤となる役割など、公民館が求められる役割は増加している現状がある。



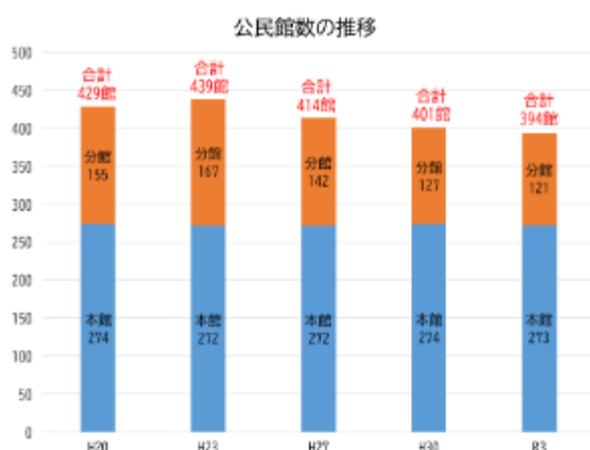
(出典：社会教育調査)

- 一方で、職員数の減少や主催事業の減少が見られるなど、厳しい状況に置かれている公民館も多く存在している。

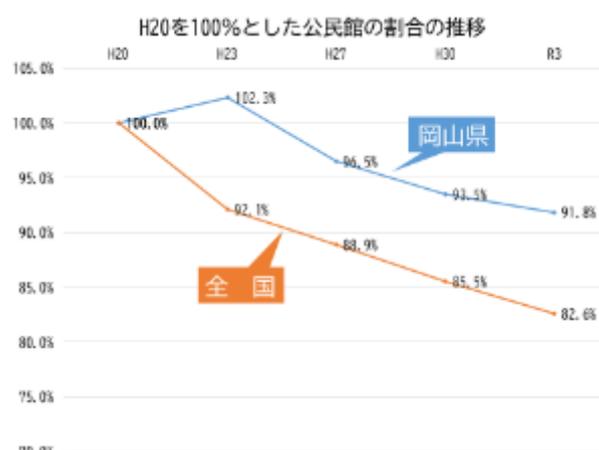


(出典：社会教育調査)

- 岡山県内でも全国と同様に、公民館数の減少や職員数の減少が見られるが、減少の割合は全国の割合に比べると緩やかではある。



(出典：社会教育調査)



(社会教育調査より作成)

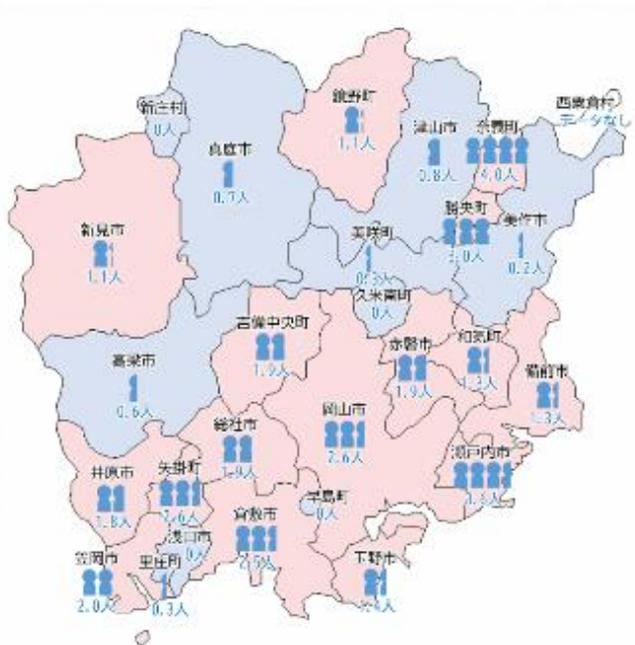
- しかし、公民館数が大きく減少したり、1公民館あたりの専任の職員数が1人を下回ったりしている市町村も存在するなど、県内でも大きな差が見られている。

- 公民館の対象別学級・講座数としては、成人一般対象のものが多く、青少年対象の事業が少ない状況にある。また、障害をもった方を対象とした事業を行っている公民館の割合は約8%^{*1}と少ない。全ての人のウェルビーイングを実現していくためには、子ども・若者に対する取組や障害をもった方への取組を進めていく必要がある。

- 岡山県内の公民館の数は減少しており、また、職員配置も苦しい状況にあり、公民館だけでなく、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、NPOや民間等と連携し、公民館を中心としたネットワークを構築していく必要がある。

^{*1}…令和5年度公民館実態調査(岡山県公民館連合会が実施)による。障害をもった方を対象とした事業を行っていると感じた公民館数は271館中21館であった。

市町村別 1館あたりの平均専任職員数（R5年5月1日現在）



※背景が青色の市町村は、専任職員数が1人を切っている市町村。背景が赤色の市町村は、専任職員数が1人を超えている市町村。

※岡山県教育庁生涯学習課「生涯学習・社会教育行政便覧」より作成



(出典：社会教育調査)

ものを目的とするのではなく、公民館で学び、繋がりを広げた者が地域で活動し、公民館という場所に限らず、生涯学習・社会教育活動が行われることが理想であり、取組が終わった後も、その効果が持続・波及していくようにすることが必要である。

そのためには、公民館職員が中心的な役割を果たすのではなく、住民の自立的活動に向けて公民館職員はアシストに徹することが重要である。その際には、既存行事と合同開催する等、地域の方の過度な負担とならないよう工夫することも必要である。

- 子どもが公民館と繋がることをきっかけにその親である青年世代も公民館と繋がることが期待される。
- これからは公民館職員の意識を変え、内部職員で完結するのではなく、外部の機関等と連携し、役割を分担しながら活動を広げていく必要がある。公民館が先導はしつつ、公民館以外の場所でも生涯学習・社会教育活動が行われるようにしていくことが重要である。
- 公民館が中心となり、地域の様々な機関と学校をつなぐことで、若者を生涯学習・社会教育活動に巻き込むことができる。
- 地域の中の個人との関係性を作っていくためには、公民館の活動に参加することで生きがいや喜びを感じることができることが重要である。
- 全ての人のウェルビーイングを実現するためには、いろいろな立場や世代のつながりを創ることが重要である。公民館が拠点となり、地域住民同士のつながりを創ることで、地域全体のウェルビーイングの実現にもつながる。
- 公民館は、「学習したい活動」と「学習すべき活動」の両方を行う施設であり、全ての人のウェルビーイングの実現のためには、「学習したい活動」のみならず、環境問題や人権、男女共同参画、防災などの「学習すべき活動」にも焦点をあてていく必要がある。

＜事例＞岡山市公民館振興室の取組

○ 岡山市立公民館は、中学校区に1館の公民館を配置し、37の公民館及び21の分館がある。各公民館に館長1名、事業担当者2名（1名は社会教育主事、1名は公民館主事）、夜間事務1名、地域担当職員（市民協働局採用）1名を配置している。また、公民館振興室を設置し、各公民館の活動を支援している。

○ 公民館基本方針を「ともに わたしたちが 未来をつくる 開かれた公民館 ～出会う つながる 学び合う 活躍する～」とし、すべての人に開かれ、地域から世界へと開かれた自由な学び合いにより、多様なつながりが生まれ、社会の問題をわたしたちのこととしてとらえ、学びと実践を繰り返しながら未来へと一步一步進み、一人ひとりの人生を豊かに、そして、持続可能な社会づくりに貢献する公民館を目指している。

○ 取組の重点として、「未来をつくる」を掲げ、共生のまちづくり、地域防災、若者をキーワードに、主催講座の重点を10分野として取組を進めている。



○ 「やさしい日本語」教室

共生のまちづくりの推進に向けた取組。「やさしい日本語」とは何かを理解し、外国人との対話において活用していくようになることを目指す。地域住民と一緒に学び交流することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指している。



○ 「チーム灘」(岡山市立灘崎公民館)

次世代への地域活動継承に向けた取組として、中学生・高校生らが、地域や社会課題を知り、主体的に参画する事業や参画の機会を増やしている。灘崎公民館では、「チーム灘」として灘崎中学校区在住の中学生が、自分たちの住んでいる地域の中でボランティア活動を通して、様々な世代の人々と交流し、視野を広げ、多様な考え方を身に付けている。また、高校生になっても引き続き登録してもらい、継続的な活動となるようにしている。



○ 「高島おしゃべりシェア会」(岡山市立高島公民館)

地域の30代・40代の人々が、自分の夢や活動について話し、意見交換をする会。地域の中で、知らない人同士が安心して出会う場となっている。この会が基になり、新たな活動へと発展している。



- 事業を推進していくために、公民館振興室では、毎年事業運営方針を示し、各公民館では運営方針をもとに館の重点取組を決めている。目指す方向性や役割を共有することで、一部の公民館の取組でなく、公民館全体の取組を高めることができている。
- 館長会、主事会等での研修や新任研修、分野別研修、NPOからの提案を一緒に考える協働推進研修などを実施している。
- 職員ワーキングチームを組織し、公民館全体の取組推進のためのモデル事業の検討などを実施している。
- 各関係機関や大学、中学校・高等学校、NPO、企業などへの働きかけを行い、連携を深めている。少し先を展望して、今必要とされるテーマに住民や、企業・団体等と協働して取組を行っている。

＜事例＞岡山市立西大寺公民館「雄神みんなで学校ごっこ」

- 岡山市立西大寺公民館では、地域の子どもをみんなで守り育てる意識が強いこと、地域の歴史や文化、伝統行事を大切に思い、次の世代へ繋いでいきたいこと、地域活動の次の担い手を育成していきたいことなどを地域の方から聞き取り、地域の方ができるところを色々持ち寄り、子どもたちと楽しむイベントで、担い手候補を発見する事業、「雄神みんなで学校ごっこ」を企画した。
- 雄神コミュニティ協議会で、実施を提案し、雄神小学校の全教職員に公民館から説明をしたり、先行して実施をしていた播磨町のみんなで学校ごっこ学習会を開催したり、実施に向けて、コミュニティ協議会の役員や中学生ボランティア、公民館職員等で実行委員会を結成したりして、準備を進めた。
- 全戸にセンセイ募集のチラシを配布し、小学生がセンセイの教室が3つ、高校生がセンセイの教室が1つ、大人がセンセイの教室が5教室となり、実施した。
- 参加した子どもたちがさまざまな体験を通じて、多世代の地域の人と交流ができた。また、地域の中に毎年開催しようという意思が芽生えている。

雄神みんなで学校ごっこ 時間割

開始式	9:15～ 始うが堂でおいます	9:30～ 各教室	10:00～ みんなのへや	10:30～ ゆうざつ
1時間目	い！ 算数の算を楽しく教わろう！ 1年生の算数の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 算数の算を楽しく教わろう！ 1年生の算数の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ カラオケに挑戦しよう！ みんなの大好きな歌をみんなで歌い、楽しもう！	い！ けんけんを体験しよう！ けんけんを体験し、みんなで楽しもう！
2時間目	い！ 楽しい算数体験！ 算数の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 楽しい算数体験！ 算数の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 楽しくお話をしよう！ お話を聞き、みんなで楽しもう！
3時間目	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 楽しいお話をしよう！ お話を聞き、みんなで楽しもう！
4時間目	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 小学生の授業を体験しよう！ 小学生の授業を体験し、先生の仕事や役割について学びます。	い！ 楽しいお話をしよう！ お話を聞き、みんなで楽しもう！



＜事例＞倉敷市福田公民館・公益財団法人水島地域環境再生財団「ゴミ減量化大作戦」

- 倉敷市福田公民館では、日常より、地元中学校や高等学校との連携を進めており、中学校区の小・中学生を対象に人権標語の募集をしたり、高校生と協働した防災学習などを進めたりしていた。
- 公益財団法人 水島地域環境再生財団は、倉敷公害訴訟の和解を踏まえて設立された財団であり、多様な立場の人とつながり、協働できる関係性をつくることを目的に、水島をフィールドに環境学習プロジェクトを進めていた。
- 倉敷市福田公民館が仲介となり、公益財団法人 水島地域環境再生財団と地元中高生をつなぐことにより、福田中学校区「ゴミ減量化大作戦」を実施。スポGOMI選手権大会を実施したり、海ゴミ減量化対策についてのワークショップを開催したり、中高生による川ゴミ・海ゴミ回収交流会を開催した。
- 公民館を中心に、地域の様々な団体を巻き込みながら活動をする中で、地域の様々な立場の人がつながり、協働する関係性が生まれてきている。



＜事例＞西粟倉村 あわくら会館（公民館類似施設）「やってみん掲示板」「村民講師」

- あわくら会館は、村民が“生きるを楽しむ”ための拠点施設として設置されており、施設のビジョンとして「あつまる、つながる、やってみる。」を掲げている。
- 村民が“生きるを楽しむ”ための活動を主体的に行うため、自由な使い方を創り出せるように、ルールをなるべく設けないようにしており、イベント開催や展示会などいろいろな使い方をできるようにしている。
- また、あわくら会館の職員は、情報のハブ役となることに徹し、村民同士をつなぐ役割を果たしている。
- あわくら会館では、村民の誰もが自由に利用でき、「イベントやります」「一緒にやりませんか」「情報知りませんか」などをテーマに投稿できる「やってみん掲示板」という掲示板を設置し、深いつながりがない村民同士が共通の趣味や興味でつながり、活動を広げることができるようにしている。一緒に音楽を楽しむイベントなどが開催され、若者の公民館の利用につながっている。



- また、村民の仕事や特技、好きなことや趣味を生かした「村民講師」による講座を開催し、村民同士のつながりをつくっている。
- これらの取組を進めることで、若者同士のや多世代のつながりづくりを進めている。



岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

第4回会議

本日の審議の進め方

(1) 第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
議論の整理（第1～3回会議の議論のまとめ） について

(2) 多様なニーズに応じた公民館による学びの支援 について

(実践発表①)

ありがとうファーム

代表取締役 木庭 康輔 委員

(実践発表②)

備前市立西鶴山公民館

館 長 今井 歩 様

(3) 審議「多様なニーズに応じた公民館による学びの支援」

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望	教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行） ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み
【社会の現状や変化】	▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等
第3期計画期間中の成果	第3期計画期間中の課題
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等	・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結びつけてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協働的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

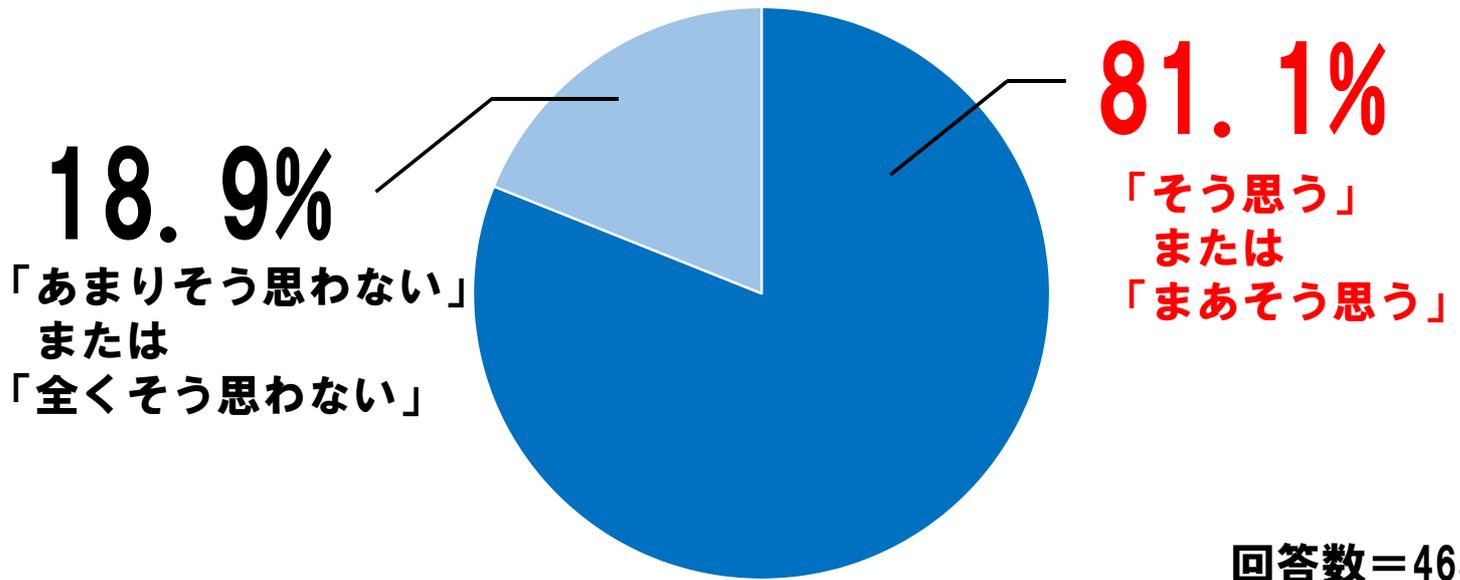
<p>①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成 	<p>②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 <p>人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者</p>	<p>③地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる 				
<p>④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</p> <table border="1"> <tr> <td>DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進</td> <td>GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進</td> <td>教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進</td> <td>デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ</td> </tr> </table>			DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進	GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進	教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進	デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ
DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進	GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進	教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進	デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ			
<p>⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話</p> <table border="1"> <tr> <td>学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保</td> <td>NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保</td> <td>各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等</td> </tr> </table>			学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保	NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保	各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等	
学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保	NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保	各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等				

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年（くらい）の間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年（くらい）の間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジ	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値）

障害の有無にかかわらず、共に学び生きる共生社会の実現

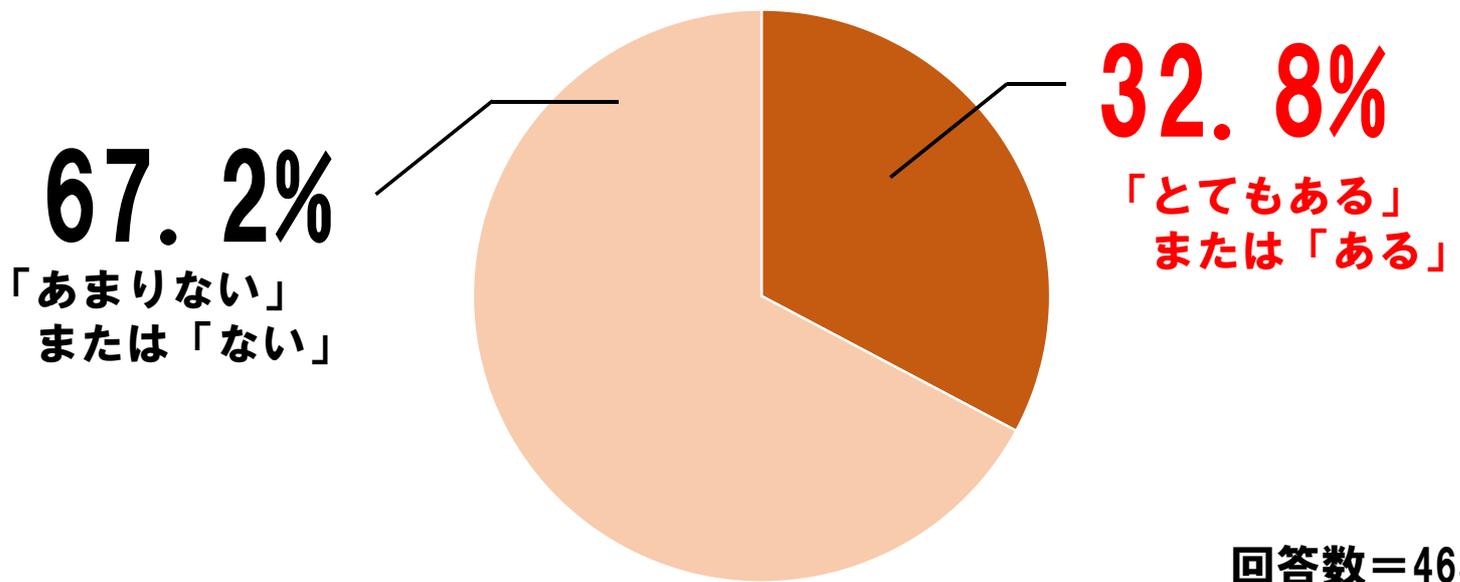
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

「共生社会」の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることは重要な取組だと思いませんか？



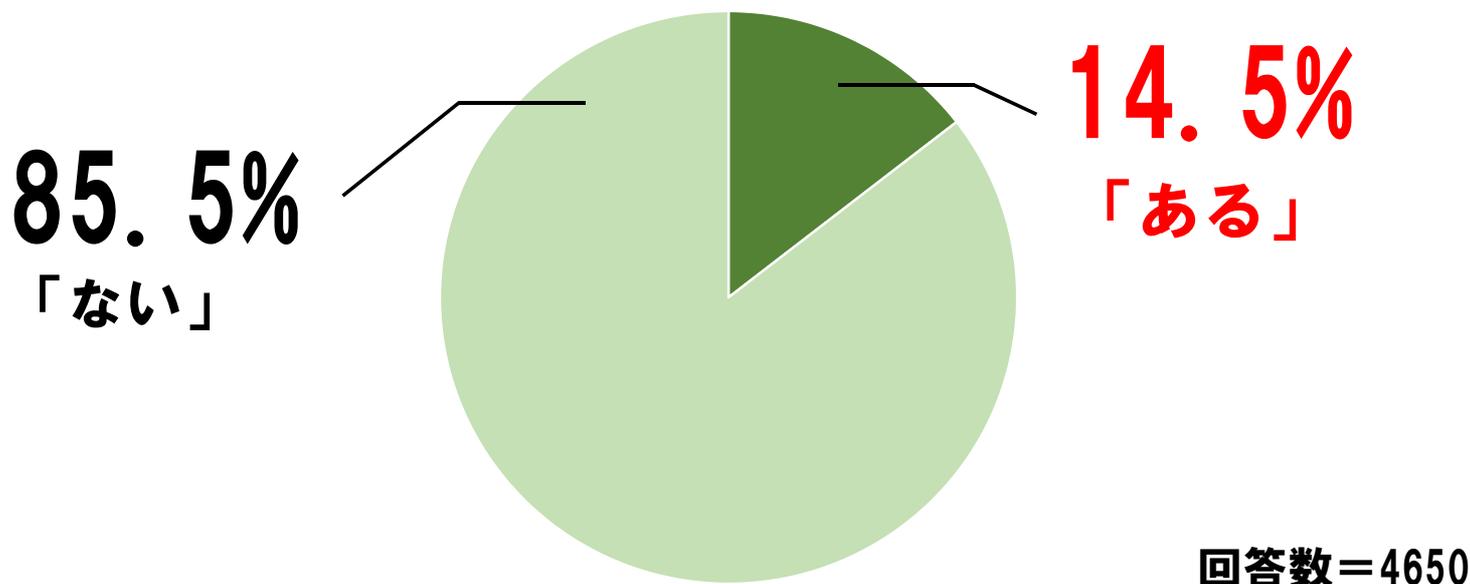
文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成30年度）

知りたいことを学ぶための場や学習プログラムは、身近にあると思いませんか？



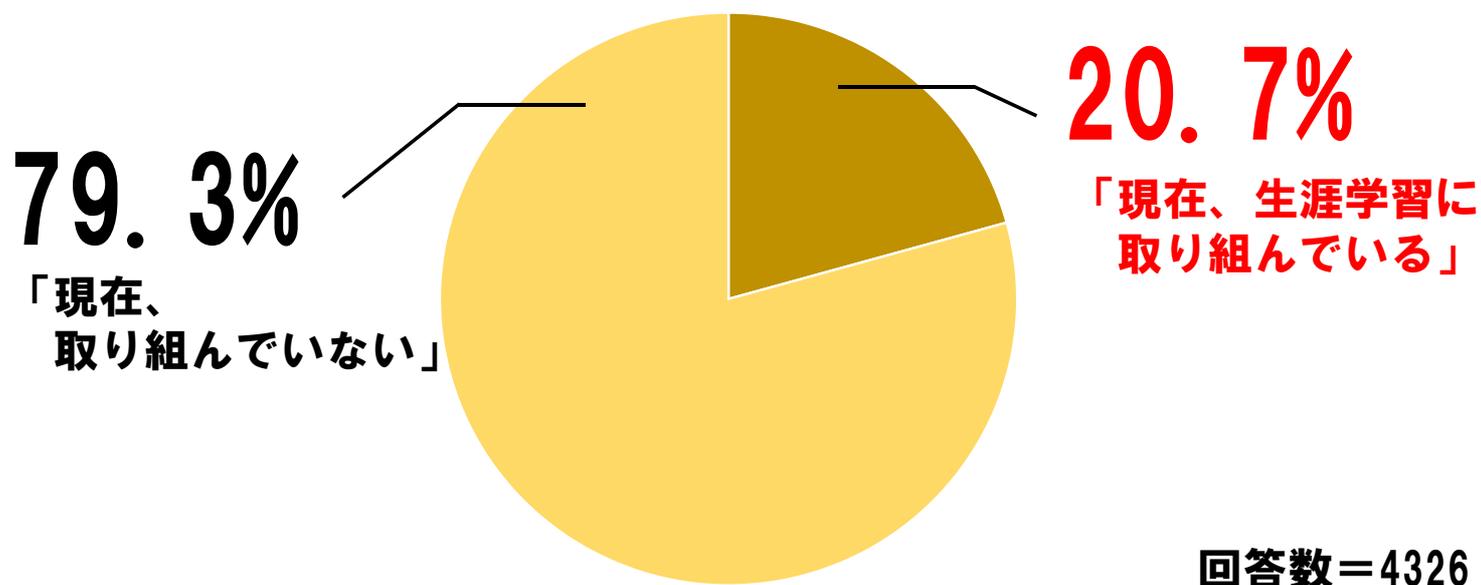
文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成30年度）

障害者の生涯学習の支援に関わった経験がある公民館等



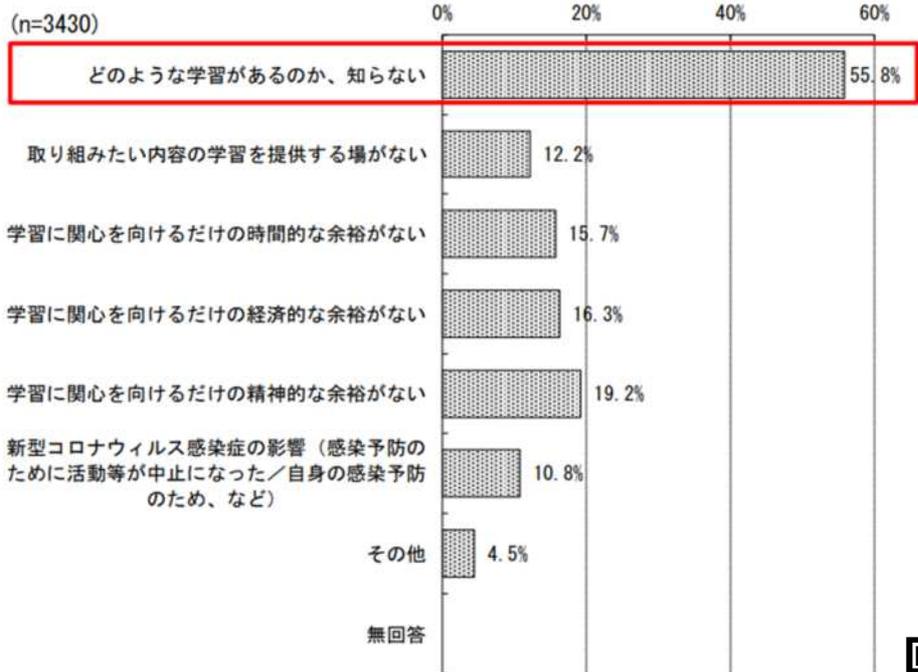
文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成30年度）

障害者本人を対象とする調査 生涯学習の取組状況



文部科学省「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」（令和4年度）

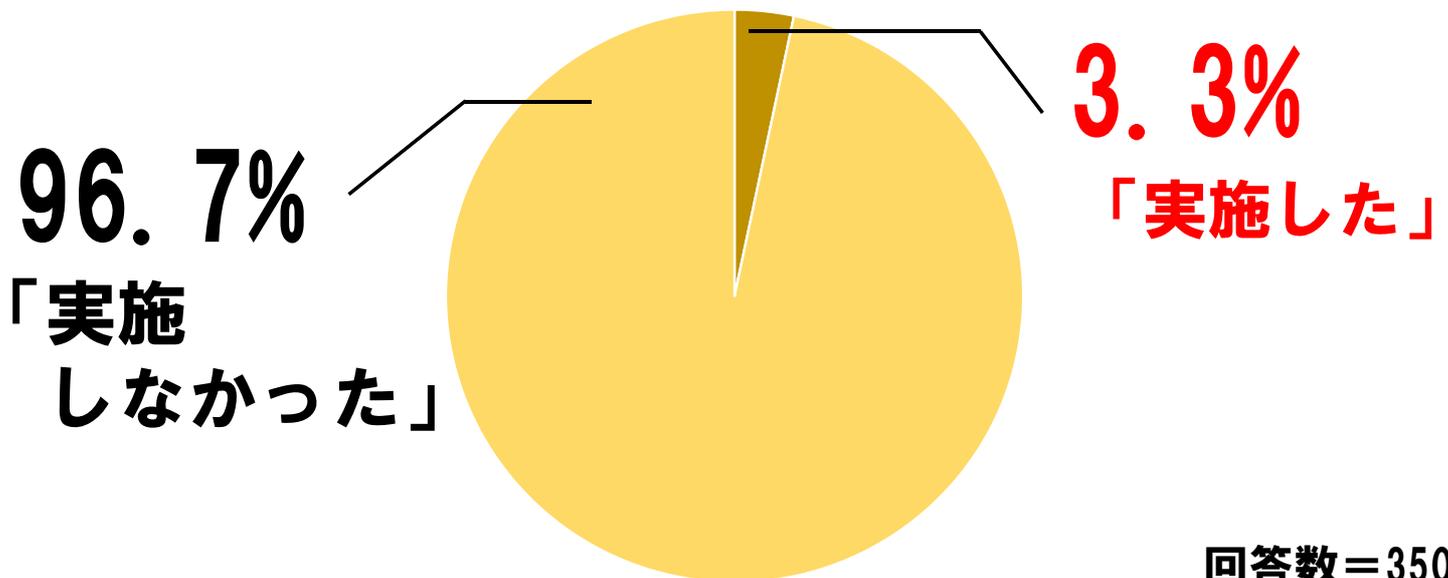
生涯学習に取り組んでいない理由



回答数=4326

文部科学省「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」（令和4年度）

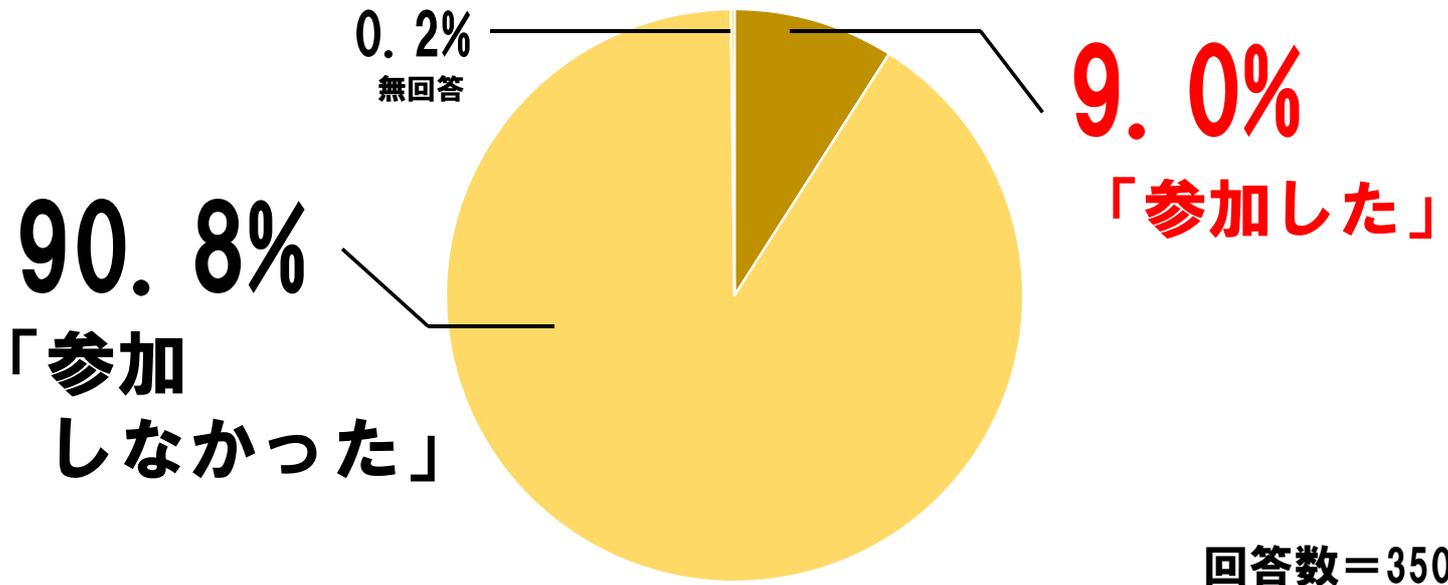
社会教育施設への調査 障害者を主な対象とする講座等の実施状況（令和4年度）



回答数=3503

文部科学省「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」（令和5年度）

社会教育施設への調査 一般市民を対象とした講座等への 障害者の参加の有無（令和4年度）



文部科学省「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」（令和5年度）

障害者の生涯学習活動の支援に関わる経験がない理由



(n=2534、複数回答)

障害者が参加する講座等に関する経験がない理由



(n=424、複数回答)

文部科学省「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」（令和5年度）

多様なニーズに応じた公民館による学びの支援

①障害のある方のウェルビーイングを実現するための施設として必要な公民館の環境や連携・体制づくりについて

障害のある方が公民館を利用して、生涯学習・社会教育を行うためには、どのような公民館の環境や体制があれば良いか。



ピンクの付箋

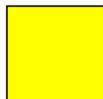
②障害のある方のウェルビーイングを実現するために、公民館が取組を行う際に意識すべきポイント

障害のある方が公民館の活動に参加するようになるために、意識して取り組むべきこととは何か。



青色の付箋

③それ以外



黄色の付箋

本日の審議方法

①個人で付箋に意見を書き出す

②グループで共有し、グルーピングや付け足しをする。

③全体で共有する

※発表者を決めておいてください。